高柳西部地区のまちづくり

－「高柳西部地区」地区計画の運用基準等の手引き－

松　戸　市

はじめに

高柳西部地区は、東京都心から北東 25km、松戸市の東端と柏市にまたがって位置しています。

面積は約 48.6ha あり、うち松戸市 2.2ha、柏市 46.4ha の区域です。（柏市域について事業区域外の既存宅地 0.1ha を一体的に取り扱う必要があることから地区計画区域に含める）

本地区は東武野田線高柳駅の南西約 1.0km、新京成線五香駅の北東約 1.0km に位置し、交通の利便性に優れている地区であることから、住宅・都市整備公団では快適な生活環境を備えた市街地の形成を目指して、土地区画整理事業による開発を進めています。

今後、事業の進捗に合わせて将来土地利用や街並み景観づくりなどと整合のとれた開発を誘導し、将来にわたって良好な都市環境を形成し保持していくことが重要であると考えられますが、そのためには現在の用途地域を、将来のまちづくりと整合する用途地域へ見直すとともに、地区計画制度の導入によって、良好な居住環境の形成を図っていくことが重要であると考えます。

この冊子は、本地区のまちづくりと地区計画の内容について説明しています。これを十分ご理解の上、本地区のまちづくりについてご協力をいただきたくお願いいたします。

平成２３年２月

目次

１．高柳西部地区のまちづくりについて
（１）まちづくりの「目標」と「基本方針」　・・・・・・・・・・・１ページ
（２）地区計画の目標　・・・・・・・・・・・２ページ
（３）土地利用の方針　・・・・・・・・・・・２ページ
（４）地区施設の整備方針　・・・・・・・・・・・３ページ
（５）建築物等の整備の方針　・・・・・・・・・・・３ページ

２．地区計画の内容
―地区計画計画書、地区区分図、壁面線後退図―・・・・・・・・・・・４ページ

３．地区整備計画の運用について
（１）建築物等の用途の制限について　・・・・・・・・・・・９ページ
（２）建築物の敷地面積の最低限度について　・・・・・・・・・・１２ページ
（３）壁面の位置の制限について　・・・・・・・・・・１４ページ
（４）かき又はさくの構造の制限について　・・・・・・・・・・１７ページ

４．手続きについて　・・・・・・・・・・２０ページ

５．松戸市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の経緯・・・・２１ページ

１．高柳西部地区のまちづくりについて

（１）まちづくりの「目標」と「基本方針」

高柳西部地区では次のような「目標」と「基本方針」に基づいて、将来へ向けての魅力あるまちづくりを進めていきます。

まちづくりの目標

高柳駅周辺地域の生活拠点として、生活環境の整った魅力的な住宅地を創る

- 安全・快適・利便・健康・文化の基本原則の満たされたまちづくり
- 地域の自然や風土を生かしたまちづくり
- 多様な生活機能に対応したまちづくり
- 住みつがれ、語りつがれるまちづくり

まちづくりの基本方針

住宅地区ゾーン	中心地区ゾーン	生活軸ゾーン
・地区の形状（奥行きが浅く東西に長い）を考慮した個性ある戸建住宅地を形成。 ・計画住宅地区においては、まとまったブロックの中での個性ある空間構成と、建物配置を想定し、街全体の周辺地域とのバランスのとれた景観形成を誘導。 また、周辺住宅地と調和した低層住宅地区を形成。	・地区中央部に商業施設等を集積し、地域住民のコミュニティの核を形成。	・地区の形状（奥行きが浅く、東西に長い）と立地特性を考慮し、地区集散道路（ふれあいの道）が地区の「骨格」を形成。 ・小規模な店舗の立地を誘導し、コミュニティ形成の軸・生活の軸、また街を印象づけるシンボル空間を形成。

まちづくりキーワード

●戸建住宅主体の落ち着きあるまちづくり

●いきいきとした生活の感じられるまちづくり

●地域性や季節感の感じられるまちづくり

（２）地区計画の目標

高柳西部地区は、東武野田線高柳駅の南西約 1.0km、新京成線（現：京成電鉄松戸線）五香駅の北東約 1.0km に位置し、住宅・都市整備公団の施行による土地区画整理事業区域及び事業区域南側に隣接する周辺関連区域を含む地区です。

地区計画を定めることにより、計画的に形成された良好な住環境を維持すると共に、均衡ある土地利用を促進し、地区の特性に応じた、緑豊かでうるおいのある住宅市街地の促進を図ることを目標とします。

（３）土地利用の方針

地区全体をまちづくりのイメージに沿った「ゾーン」と土地利用による「地区」に分けて、将来的な土地利用の方針、考え方を明らかにしています。

ゾーン	地　　区	土地利用の方針
中心地区ゾーン	センター地区Ａ	地区の中央部でシンボル道路と地区外から貫入する道路の交差部にあり、商業施設等を集約化し、居住者及び地域住民の利便の増進を図ります。
	センター地区Ｂ	病院や 500 ㎡までの日常生活に必要な一定の店舗・飲食店等の立地を許容しながら、低・中層住宅が主体の良好な住環境の街並みを形成します。

（４）地区施設の整備方針

「地区施設の整備方針」では地区に必要な施設（道路、公園、緑地等）の整備について考え方を述べています。

高柳西部地区では、土地区画整理事業により整備された各施設は、それぞれの施設の機能・環境が損なわれないように、維持・保全を図ります。

（５）建築物等の整備の方針

「地区計画の目標」を踏まえ、それぞれの地区の土地利用の方針に沿って、以下の建築物の整備方針に基づき、整備・誘導を図ります。

なお、建築物等及び屋外広告物は、美観風致の維持を図るものとし、その色彩にあっては原色の使用を控え、落ち着きのある色調とする事により周辺の街並みとの調和を考慮した市街地の形成に努めます。

ゾーン	地　　区	建築物等の整備の方針
中心地区ゾーン	センター地区Ａ	居住者及び地域住民の生活サービス及びコミュニティ形成の核として、周辺環境を損なうことなく賑わい溢れる環境形成を図ります。
	センター地区Ｂ	センターＡ 地区を補完する店舗等の立地を許容し、敷地内の空地を確保した低・中層を主体とするゆとりある街並み形成を図ります。

２．「地区計画」の内容

－地区計画計画書－

名　称	高柳西部地区地区計画
位　置	松戸市高柳新田の一部の区域
面　積	約２．２ｈａ
地区計画の目標	本地区は東武野田線高柳駅の南西約１．０ｋｍ、新京成線五香駅の北東約１．０ｋｍに位置する、土地区画整理事業が完了した区域である。 このため地区計画を導入することにより、計画的に形成された良好な居住環境を維持するとともに、均衡ある土地利用を促進し、地区の特性に応じた、緑豊かでうるおいのある住宅市街地の促進を図る事を目標とする。
その他当該区域の整備・開発及び保全に関する方針	１．土地利用の方針 適正かつ合理的な土地利用を図るため、それぞれ次の方針により整備する。 （センター地区Ａ）地区の中央部でシンボル道路と地区外から貫入する道路の交差部にあり、商業施設等を集約化し、居住者及び地域住民の利便の増進を図る。 （センター地区Ｂ）低・中層住宅が主体の良好な住環境の街並みを形成する。 ２．地区施設の整備方針 土地区画整理事業により整備された各施設は、それぞれの施設の機能・環境がそこなわれないように、維持・保全を図る。 ３．建築物等の整備の方針 地区計画の目標等を踏まえ、以下の建築物等の整備の方針に基づき、整備・誘導を図る。 なお、建築物及び屋外広告物は、美観風致の維持を図るものとし、その色彩にあっては原色の使用を控え、落ち着きのある色調とする事により周辺の街並みとの調和を考慮した市街地の形成に努める。 （センター地区Ａ）居住者及び地域住民の生活サービス及びコミュニティ形成の核として、周辺環境を損なうことなくにぎわいあふれる環境形成を図る。 （センター地区Ｂ）敷地内の空地を確保した低・中層住宅を主体とするゆとりある街並み形成を図る。

<table>
<tr><td rowspan="8">地区整備計画</td><td rowspan="8">建築物等に関する事項</td><td rowspan="2">地区の区分</td><td>地区の名称</td><td>センター地区Ａ</td><td>センター地区Ｂ</td></tr>
<tr><td>地区の面積</td><td>約０．４ｈａ</td><td>約１．８ｈａ</td></tr>
<tr><td>建築物等の用途の制限</td><td colspan="2">次の各号の一に該当する建築物の建築をしてはならない。
１）大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの
２）ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する施設
３）ホテル又は旅館
４）自動車教習所
５）畜舎
６）工場（建築基準法施行令第１３０条の６で定めるものを除く）</td><td>次の各号の一に該当する建築物の建築をしてはならない。
１）大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの
２）ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する施設
３）ホテル又は旅館
４）自動車教習所
５）畜舎
６）工場（建築基準法施行令第１３０条の６で定めるものを除く）
７）店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち建築基準法施行令第１３０条の５の３で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が５００㎡を超えるもの
８）事務所（ただし建築基準法施行令第１３０条の３で定めるものを除く）
９）ガソリンスタンド（給油所）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">建築物の敷地面積の最低限度</td><td colspan="2">１５０㎡</td></tr>
<tr><td colspan="2">ただし、市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、この限りではない。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">壁面の位置の制限</td><td colspan="2">建築物の外壁又は、これに代わる柱の面の位置は道路境界線から１．０m以上とする</td></tr>
<tr><td colspan="2">ただし、市長が公益上必要と認めた建築物及び次の各号の一に該当する場合においてはこの限りではない。
１）出窓、建築物に附属する門又はその他これらに類するもの。
２）車庫等で高さ3m以下でかつ床面積の合計が36㎡以内のもの。
３)物置等で軒の高さが2.3m以下でかつ床面積の合計が5㎡以内のもの。
４）外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下のもの。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">かき又はさくの構造の制限</td><td colspan="2">道路境界線に面して、かき又はさくを設置する場合は、生け垣又はフェンス等、透視可能なものとする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">ただし、市長が公益上必要と認めたもの、門柱又はフェンス等の基礎となる高さ０．６m以下のコンクリートブロック、石積み等はこの限りではない。</td></tr>
</table>

—地区区分図—

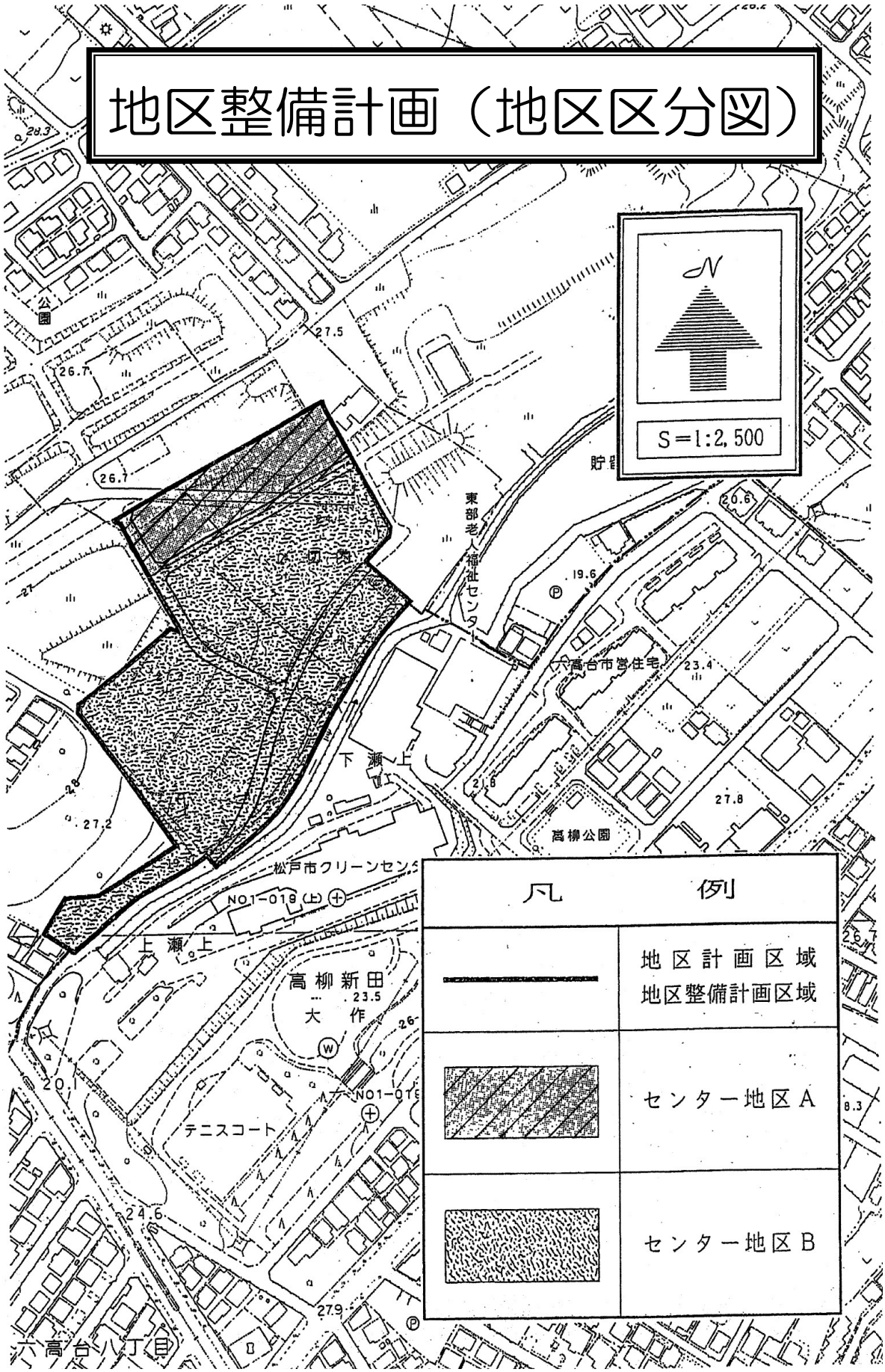
地区整備計画（地区区分図）
N
S＝1:2,500
凡　例
地区計画区域
地区整備計画区域
センター地区Ａ
センター地区Ｂ
公園
東部老人福祉センター
高台市営住宅
高柳公園
下瀬上
上瀬上
松戸市クリーンセン
NO1-018（上）
高柳新田
大作
テニスコート
六高台八丁目

—壁面線後退図—

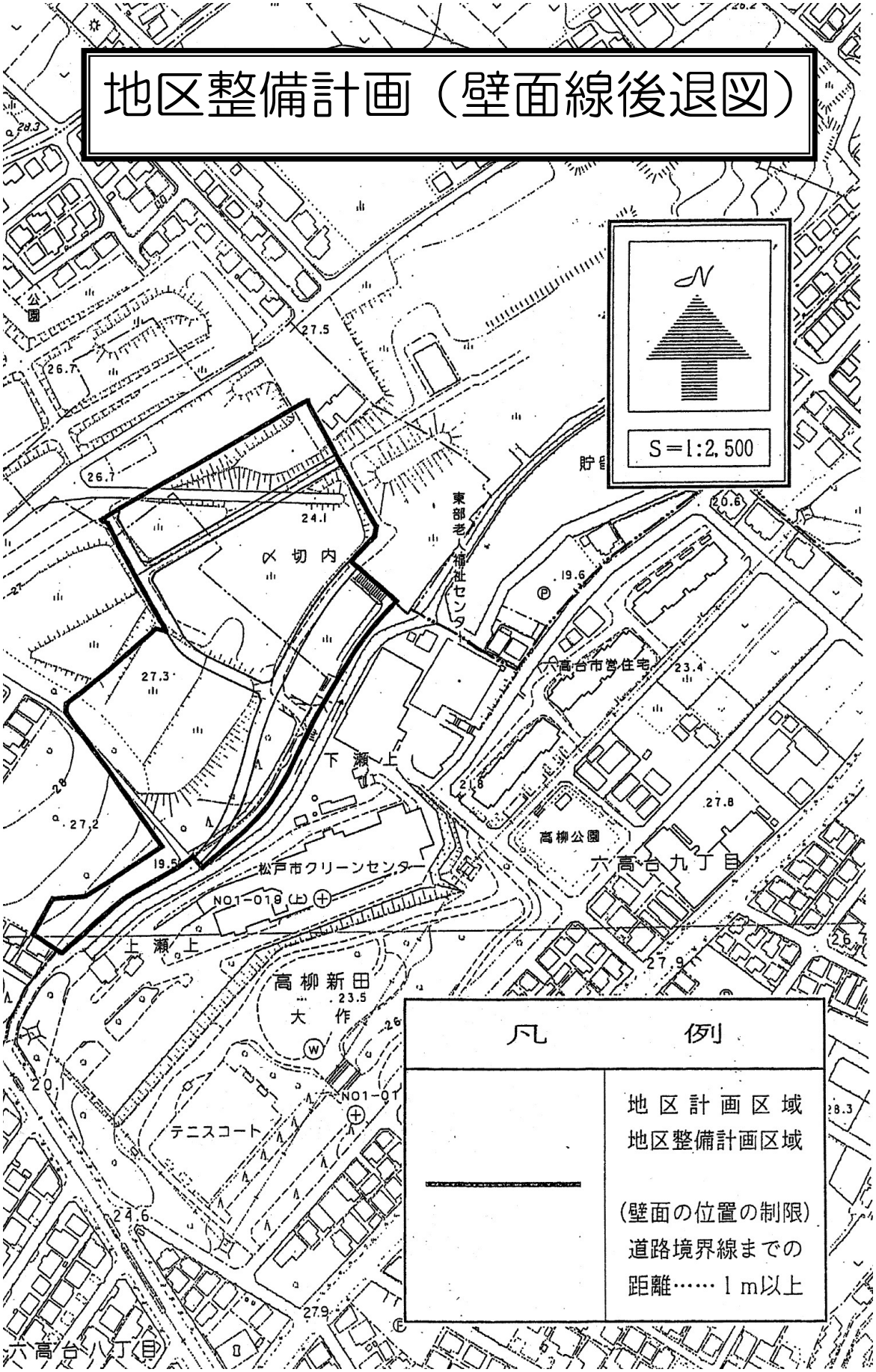
地区整備計画（壁面線後退図）
N
S＝1:2,500
公園
27.5
26.7
26.7
24.1
切内
東部老人福祉センター
19.6
20.6
六高台市営住宅
23.4
27.3
下瀬上
21.8
27.8
27.2
高柳公園
19.5
松戸市クリーンセンター
六高台九丁目
NO1-01B(上)
上瀬上
27.9
高柳新田
23.5
大作
NO1-01
テニスコート
24.6
27.9
六高台八丁目
凡例
地区計画区域
地区整備計画区域
(壁面の位置の制限)
道路境界線までの
距離……1m以上

３．「地区整備計画」の運用について

前述の「地区計画の方針」に従ってまちづくりを進めていくために、以下の４つの項目について具体的、詳細な取り決めが「地区整備計画」で述べられます。「地区整備計画」の「建築物等に関する事項」に掲げる内容を守ることにより街を少しずつ整備していきます。

（１） 建築物等の用途の制限
（２） 建築物の敷地面積の最低限度
（３） 壁面の位置の制限
（４）かき又はさくの構造の制限

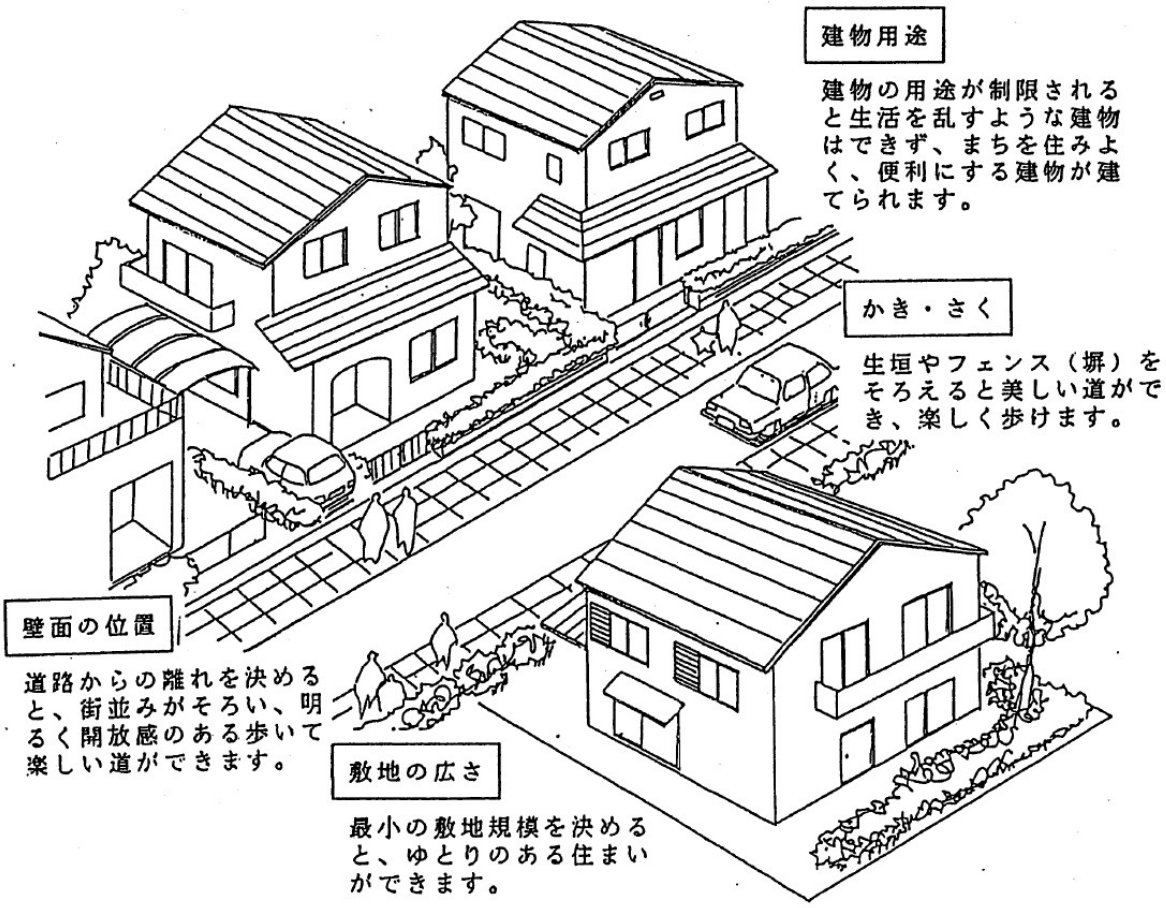

高柳西部地区では、以下の地区において「地区整備計画」を定めます。

センター地区Ａ
センター地区Ｂ

（１）建築物等の用途の制限について

建築物の用途については、建築基準法の規定により「用途地域」によって建築できる建物が制限されています。それぞれの地区にふさわしい建物用途による土地利用が図られるよう、「地区整備計画」でも制限します。

なお、建築物の敷地が、地区整備計画の区分（地区）の２以上にわたる場合は、その敷地に対して面積の過半を占める部分（地区）の規制を適用します。

地　　区	建てられない建築物	
センター地区Ａ （第一種住居地域）	商業系	3,000㎡を超える店舗・飲食店・事務所等
	娯楽系	ボーリング場、スケート場、水泳場、ホテル、旅館
	工業系	食品製造業等の小規模な工場以外の工場
	教育系	大学、高等専門学校、専修学校等
	その他	自動車教習所、畜舎
センター地区Ｂ （第一種住居地域）	商業系	事務所、500㎡を超える店舗・飲食店
	娯楽系	ボーリング場、スケート場、水泳場、ホテル、旅館
	工業系	食品製造業等の小規模な工場以外の工場
	教育系	大学、高等専門学校、専修学校等
	その他	自動車教習所、畜舎、ガソリンスタンド

◆建築物等の主な用途の制限の例

※なお、この表は概要であって制限の全てではありません。

建築物等の用途		地区	センター地区Ａ	センター地区Ｂ
		用途地域	第一種住居地域	第一種住居地域
住宅系	住宅（専用住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿など）		○	○
	兼用住宅（非住宅部分の床面積が 50 ㎡以内かつ建築物の延床面積の１／２未満のもの）		○	○
店舗系	店舗、飲食店		○※８ 3,000 ㎡以内	○※１ 500 ㎡以内
	事務所（建築基準法施行令第 130 条の３で定めるものを除く）		○※８ 3,000 ㎡以内	×※２
	ボーリング場、スケート場、水泳場		×※３	×※３
	ホテル、旅館		×※３	×※３
	マージャン屋、パチンコ屋		×※９	×※９
	カラオケボックス		×※９	×※９
	ラブホテル、モーテル		×	×
	ソープランド、ストリップ劇場、ポルノショップ		×	×
工業系	食品製造業を営む工場で作業所の床面積が 50 ㎡以内の工場（建築基準法施行令第 130 条の６に掲げる工場）		○	○
	食品製造業以外で作業所の床面積が 50 ㎡以内の工場		×※４	×※４
	倉庫業を営む倉庫		×	×
	畜舎、自動車教習所		×※５	×※５
	ガソリンスタンド		○ 3,000 ㎡以内	×※６
公共系	幼稚園、小学校、中学校、高等学校		○	○
	大学、高等専門学校又は専修学校		×※７	×※７
	病院		○	○

× ：地区計画で制限するもの　　× ：建築基準法で建築できないもの

○ ：地区計画で一部制限するもの　　○ ：建築基準法で建築できるもの

地区計画で制限される主な建築物の例
※１：「センター地区Ｂ」では、日常生活に必要な一定の店舗、飲食店の立地を許容するものとし、周辺環境と調和しないような中規模以上の商業施設（500 ㎡を超えるもの）の立地を制限します。 ※２：「センター地区Ｂ」では、低・中層を主体とした良好な住環境を目指すため、独立事務所の立地を制限します。 ※３：良好な住環境を損なうことなく、地域住民の生活サービス・コミュニティの核の形成を図るため、その地域性を阻害するようなボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場（建築基準法施行令第 130 条の６の２による）や宿泊施設等については立地を制限します。 ※４：街の賑わいを減じさせるとともに、交通混雑等の増大や近隣公害の発生が予想される、建築基準法別表第２（に）項第２号に掲げる「工場」については、その立地を制限します。ただし、パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもの（同表（と）項第三号（２の２）又は（４の４）に該当するものを除く。）で、作業場の床面積の合計が 50 ㎡以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のもの）についてはその限りではありません（建築基準法施行令第 130 条の６）。 ※５：悪臭や衛生上の問題発生の恐れがある「畜舎」（床面積が１５㎡を超えるものに限る）、地区の環境と調和しない自動車教習所については、その立地を制限します。 ※６：「センター地区Ｂ」では貫通する道路がなく、交通の混雑を招き、周辺環境を損なう恐れのあるガソリンスタンドの立地を制限します。 ※７：周辺の住環境、街並みと調和しないような大学、専門学校、専修学校（建築基準法第 48 条第３項、別表第２（は）項第２号による）は、その立地を制限します。
建築基準法（用途地域）で制限される主な建築物の例
※８：「センター地区Ａ」では“地域の核”の形成を目指すとともに、商業施設等の各種施設を集約化し、地域住民の生活サービス・コミュニティの核の形成を図るため、周辺環境と調和しないような大規模商業・業務施設（3,000 ㎡を超える）の立地を制限します。 ※９：パチンコ屋等の娯楽施設や近年の流行により立地の可能性があるカラオケボックスは、騒音問題や深夜営業による風紀上の問題発生等の恐れがあるため、その立地を制限します。

（２）建築物の敷地面積の最低限度について

敷地の細分化による市街地環境の悪化を防止し、良好な居住環境を形成するため、「建築物の敷地面積の最低限度」を定めます。次に示す面積に満たない敷地では、建築物は建てられません。

また、建築物の敷地が、地区整備計画区域の内外にわたる場合は、その敷地に対して面積の過半を占める区分（地区）の規制を適用します。

<table>
<tr><th>制限される地区</th><th>建築物の敷地面積の最低限度</th></tr>
<tr><td>センター地区Ａ</td><td rowspan="2">150㎡
建築物を建築する場合、その敷地の面積が上表の数値以上でなければなりません。
ただし、次に示すア～ウに該当するものについては、上表の数値未満であっても、建築物の敷地として認められる場合がありますが、詳細については、別途協議が必要になります。

ア．地区計画決定前から現に建築物の敷地として使用されている土地で、その土地の全部を一の敷地として使用する場合。

イ．地区計画決定前の所有権等の権利に基づいて、その土地の全部を一の建築物の敷地として使用する場合。

ウ．土地区画整理事業（減歩など）により面積が減少した土地の場合。</td></tr>
<tr><td>センター地区Ｂ</td></tr>
</table>

＜解説＞

「建築物の敷地面積の最低限度」が１５０㎡なので、敷地を分割した時の各敷地が、建築物の敷地として認められるか、認められないかの例を、下図に示します。

◆建築物の敷地の最低限度の例

例ー①　（分割しないで使用する場合）

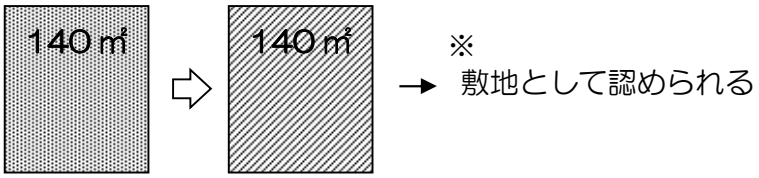

※既存不適格等と認められる場合に限ります。（P.12 参照）別途協議、手続き等が必要となりますのでお問合せください。

例ー②

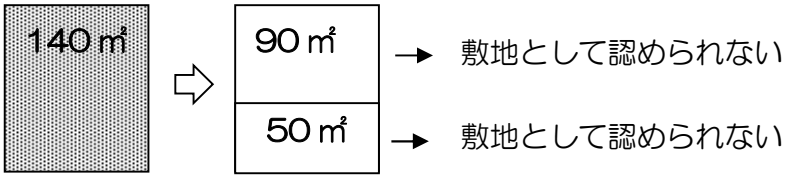

例ー③

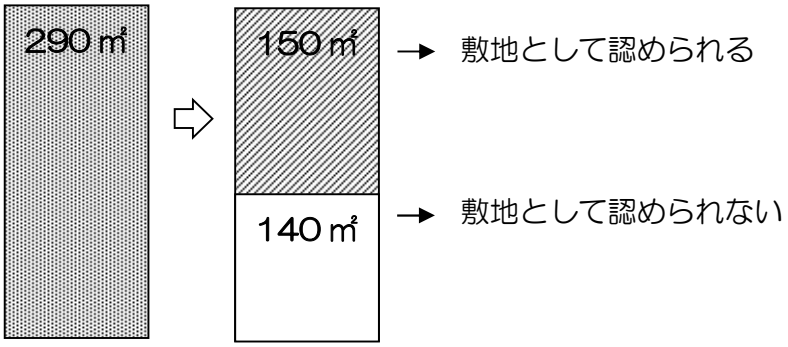

例ー④

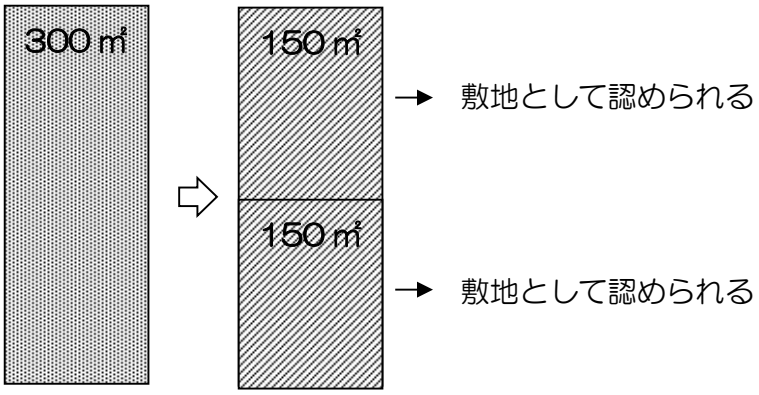

（３）壁面の位置の制限について

「建築物等の整備の方針」の中で述べているように、敷地内空地の確保により、にぎわいのある沿道環境や連続的な歩行者空間の確保、整然とした街並み景観の形成等、良好な市街地環境の形成・保持等を目的として、「壁面の位置の制限」を定めています。

また、建築物の敷地が、地区整備計画区域の内外にわたる場合は、地区整備計画区域内の敷地部分にのみ規制を適用します。

<table>
<tr><th>制限される地区</th><th>壁面の位置の制限</th></tr>
<tr><td>センター地区Ａ</td><td rowspan="2">建築物の外壁又は、これに代わる柱の面から道路境界線までは 1.0m以上とします。

ただし、次に示す（１）～（５）に該当するものについては、制限の適用が除外されます。
（１） 出窓、建築物に付属する門又はその他これらに類するもの
（２） 車庫等で高さ３m以下でかつ床面積の合計が 36 ㎡以内のもの
（３） 物置等で軒の高さが 2.3m以下でかつ床面積の合計が５㎡以内のもの
（４） 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が３m以下のもの
（５）松戸市長が公益上認めた建築物</td></tr>
<tr><td>センター地区Ｂ</td></tr>
</table>

※車庫については、車庫として用途が発生する部分を壁面とみなします。

◆建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置

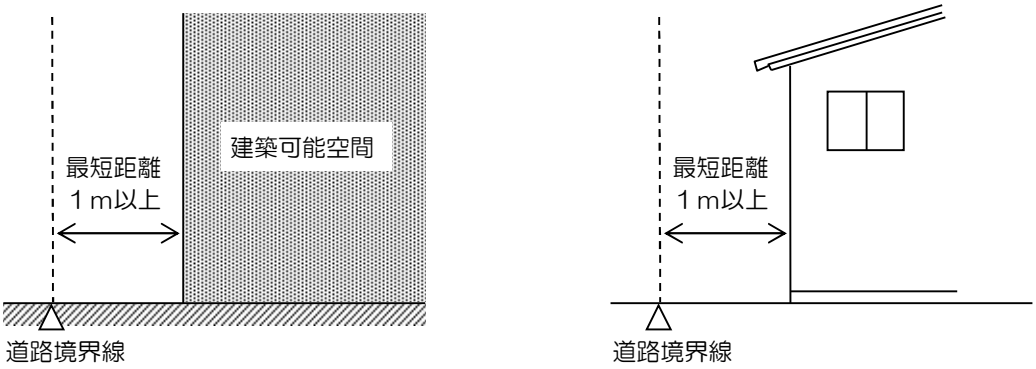

◆適用除外の例

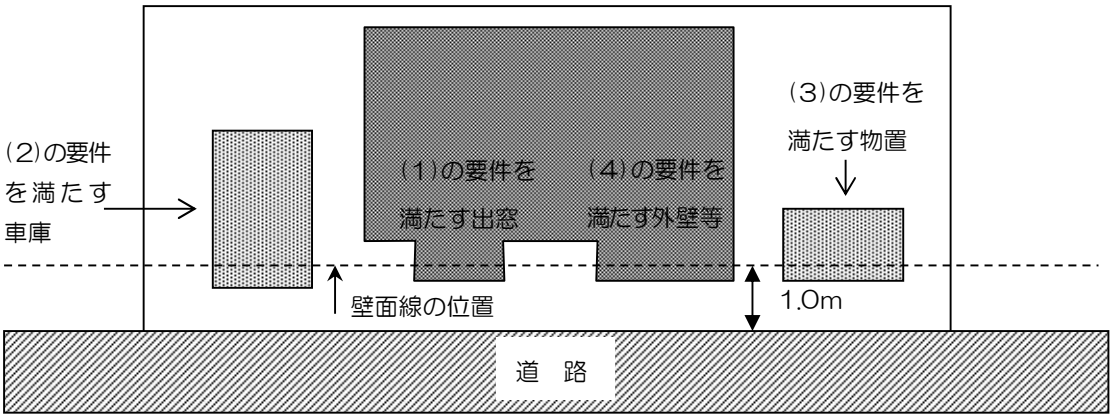

◆適用除外（２）の車庫　※車庫として用途が発生する部分を壁面とみなします。

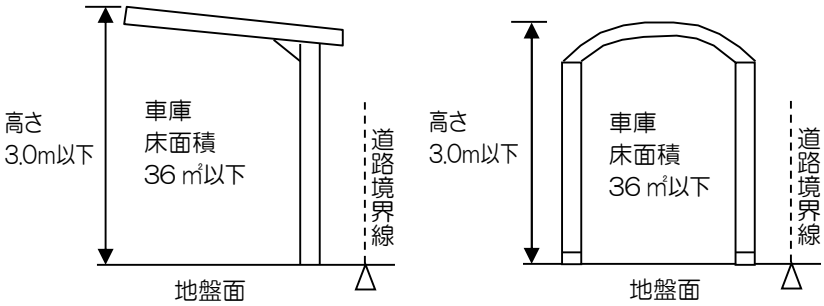

◆適用除外（３）の物置

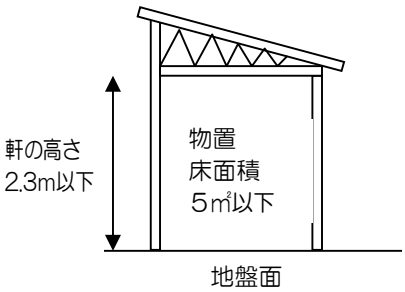

◆適用除外（４）の説明図

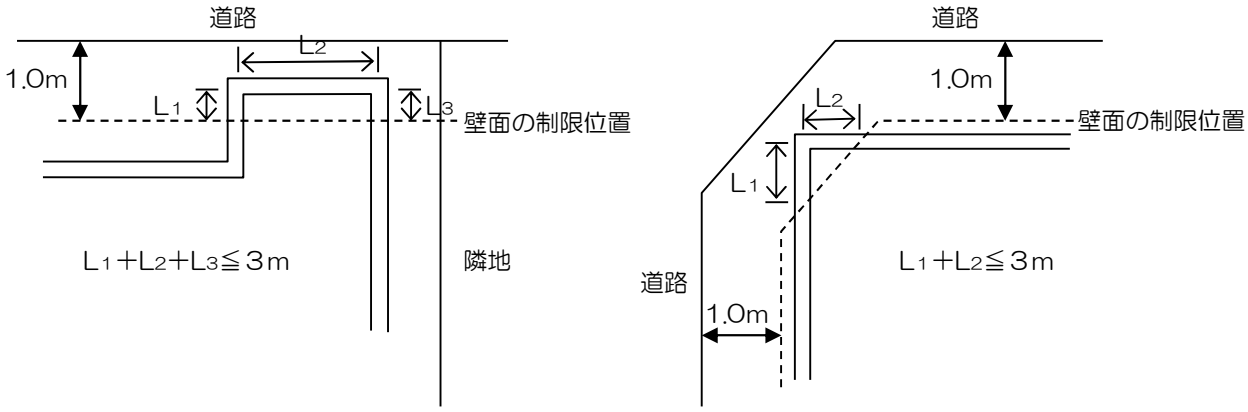

◆その他の図解例　　※庇（ひさし）は、壁面後退の制限にかかりません。

①ピロティー、オーバーハング等

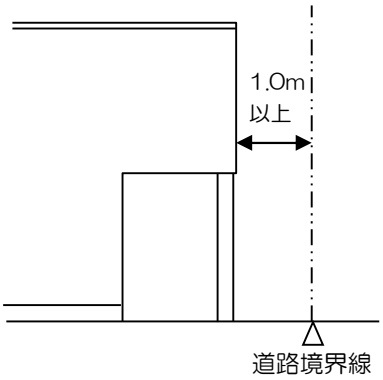

②ベランダ

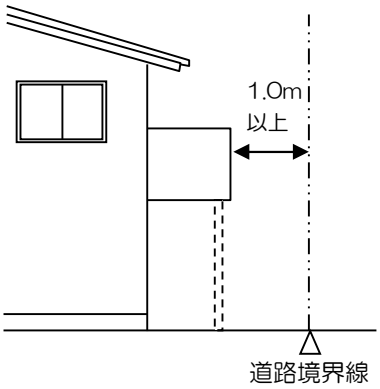

③屋外廊下等

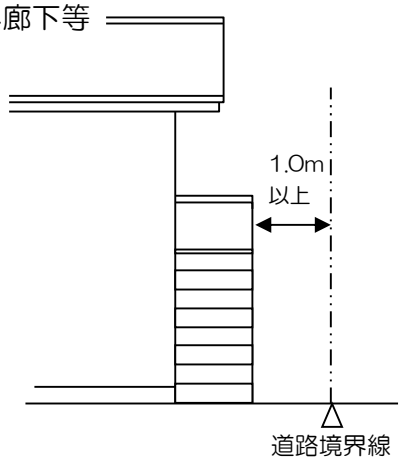

④出窓

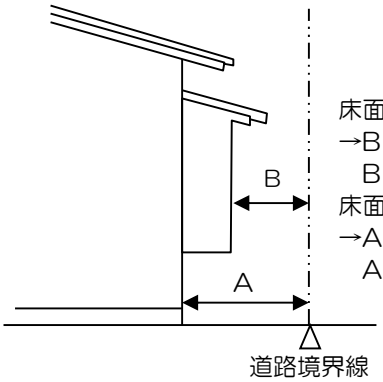

床面積に入る場合
→B で算定する。
　B≧1.0m
床面積に入らない場合
→A で算定する。
　A≧1.0m

⑤玄関ポーチ

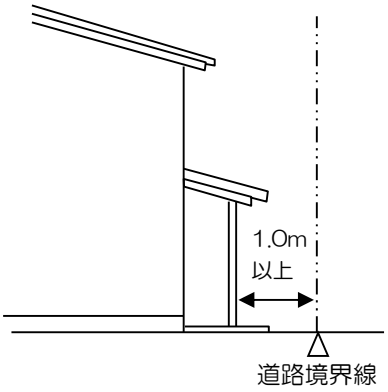

⑥下屋さしかけ

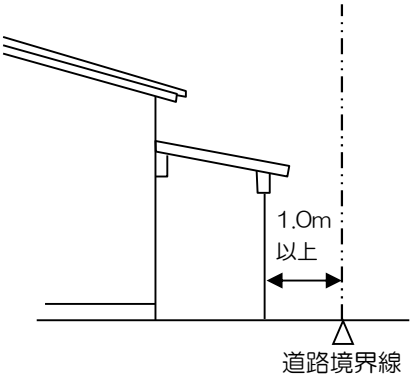

（４）かき又はさくの構造の制限について

震災時にブロック塀の倒壊による被害の発生防止を図るとともに、統一感のある街並み形成や、緑豊かな環境や沿道景観づくりを目指し「かき又はさくの構造の制限」を定めます。

また、建築物の敷地が、地区整備計画区域の内外にわたる場合は、地区整備計画区域内の敷地部分にのみ規制を適用します。

<table>
<tr><th>地　　区</th><th>かき又はさくの構造の制限</th></tr>
<tr><td>センター地区Ａ</td><td rowspan="2">道路境界線に面して、かき又はさくを設置する場合は、生垣又はフェンス等、透視可能なものとします。
ただし、松戸市長が公益上認めたもの、門柱又はフェンス等の基礎となる高さ0.6m以下のコンクリートブロック、石積み等は制限されません。</td></tr>
<tr><td>センター地区Ｂ</td></tr>
</table>

※ブロック塀で囲まれたゴミ置き場は、構造の制限を受けません。

例：道路境界線に面して設置し、ブロック塀の高さが0.6mを超える場合

◆かき又はさくの構造の例

①生け垣

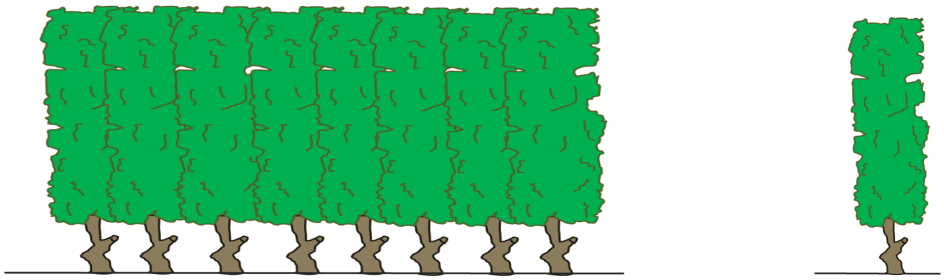

②透視可能なフェンス

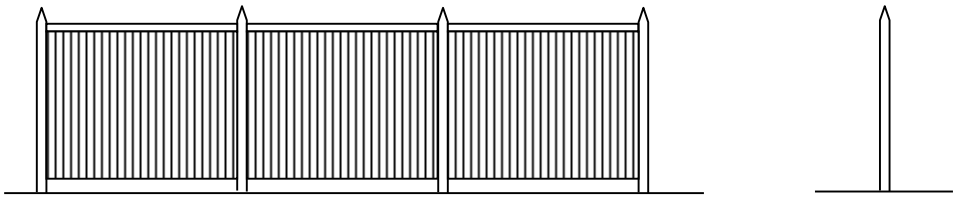

③生け垣と基礎の組み合わせ

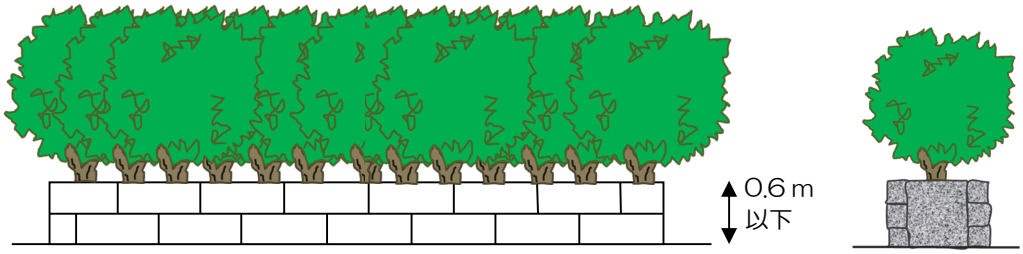

◆透視可能な工法例

①鉄柵

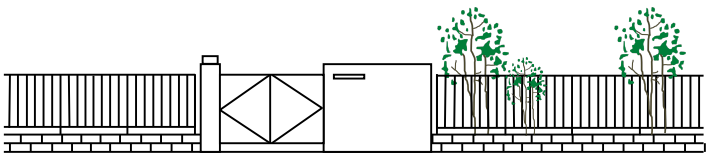

②四つ目垣

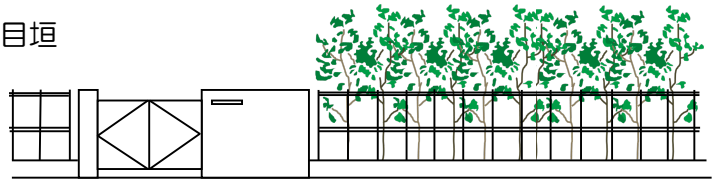

③フェンス

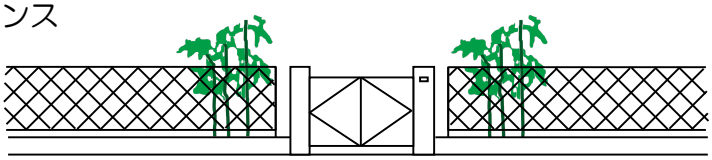

④布掛

◆基準面の考え方

フェンス等の基礎となる高さ 0.6m以下の基準は、原則として土地区画整理事業によって造成された宅地地盤面からの高さとします。

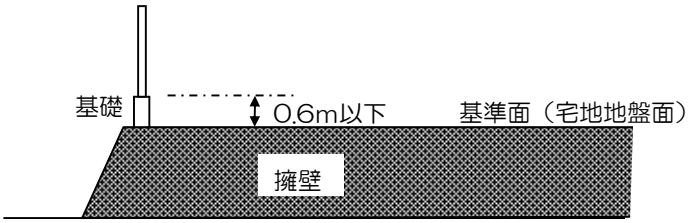

◆かき又はさくの構造の制限を受ける範囲

①道路境界線から 1.0m未満の距離に設けるもの

※生け垣又は透視可能なフェンス等にしなければなりません。

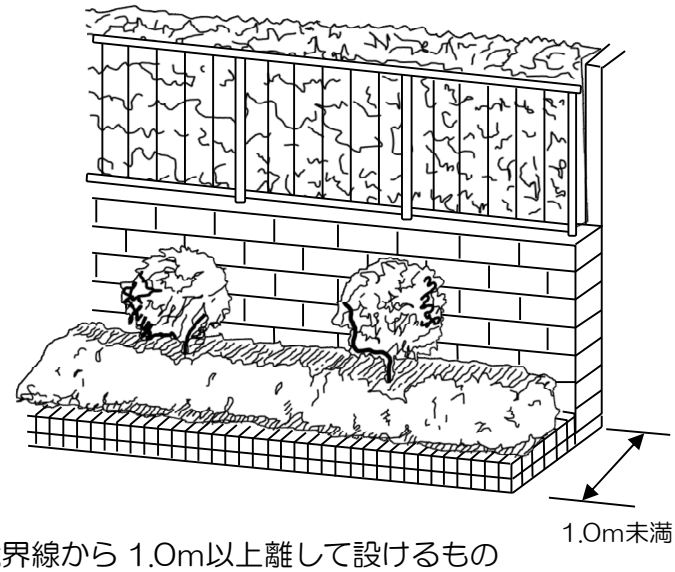

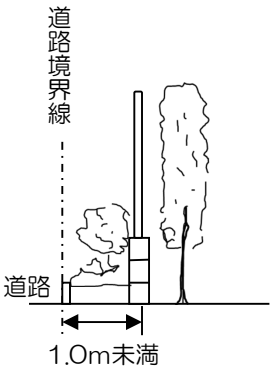

②道路境界線から 1.0m以上離して設けるもの

※特に構造の制限はありません。

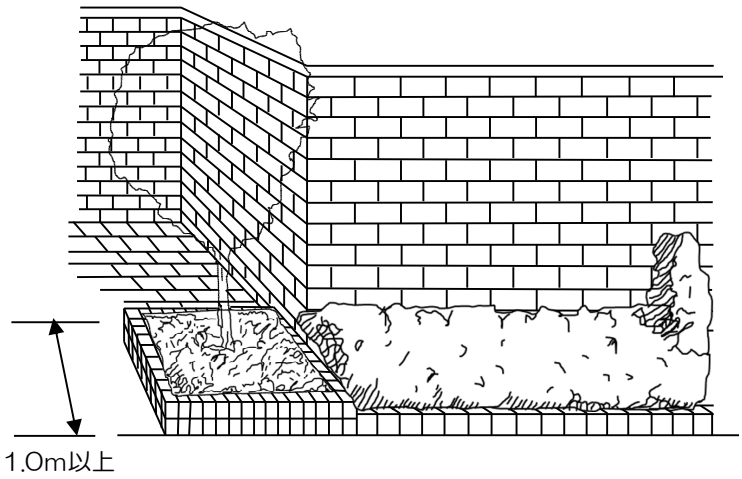

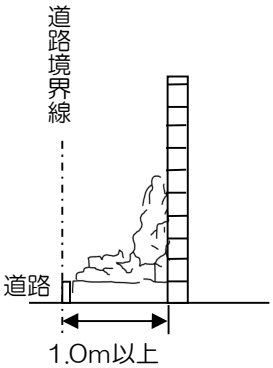

◆その他

擁壁とフェンス等の基礎の高さが合わせて 2.0mを超える場合は、建築基準法の工作物の制限を受ける場合がありますので、事前に松戸市役所までお問い合わせ下さい。

４．手続きについて

松戸市における宅地開発事業等に関する条例について

松戸市における宅地開発事業等に関する条例に該当する事業を行う場合、事業者は、法令で定められた手続きを行う前に、事前相談書を提出した後、事前協議の申請をし、承認を得なければなりません。

※事前相談書の提出または詳細については、住宅政策課までお問い合わせください。

地区計画（地区整備計画）に関する制限について

地区計画（地区整備計画）に関する制限で、「建築物等の用途の制限」、「建築物の敷地面積の最低限度」、「建築物の壁面の位置の制限」については、「松戸市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例」に基づき審査されます。

※条例の詳細については、建築指導課までお問い合わせください。
※「かき又はさくの構造の制限」等、地区計画についての詳細は、都市計画課までお問い合わせください。

５．松戸市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の経緯

松戸市では、７地区（紙敷地区、秋山地区、関台地区、高柳西部地区、馬橋駅西口地区、みのり台駅南地区、八ケ崎二丁目地区）に地区計画を定めています。各地区の地区整備計画を法的に位置づけたものが「松戸市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」です。本条例は、平成５年１２月２４日に施行し、計１９回改正されています。

◆平成 05 年 12 月 24 日 条例第 26 号
◇平成 06 年 12 月 26 日 条例第 28 号
◇平成 07 年 06 月 30 日 条例第 27 号
◇平成 08 年 12 月 24 日 条例第 29 号
◇平成 10 年 12 月 24 日 条例第 35 号
◇平成 11 年 06 月 29 日 条例第 17 号
◇平成 11 年 12 月 22 日 条例第 33 号
◇平成 13 年 06 月 21 日 条例第 24 号
◇平成 16 年 12 月 24 日 条例第 36 号
◇平成 17 年 09 月 30 日 条例第 24 号
◇平成 20 年 12 月 22 日 条例第 39 号
◇平成 21 年 06 月 26 日 条例第 23 号
◇平成 22 年 07 月 01 日 条例第 25 号
◇平成 25 年 06 月 28 日 条例第 18 号
◇平成 26 年 10 月 02 日 条例第 24 号
◇平成 27 年 09 月 30 日 条例第 44 号
◇平成 29 年 07 月 01 日 条例第 21 号
◇平成 30 年 03 月 28 日 条例第 28 号
◇平成 31 年 03 月 26 日 条例第６号
◇令和元年 10 月 18 日 条例第 20 号

“高柳西部地区のまちづくり”

―「高柳西部地区」地区計画の運用基準等の手引き―

◆地区計画やまちづくりについてのご質問、ご相談は下記までお問い合わせください。

松戸市　街づくり部　都市計画課　　TEL 047-366-7372